

財形年金預金

(平成 26 年 4 月 1 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・財形年金預金
2	販 売 対 象	・当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の満 55 歳未満の従業員の方
3	預 入 期 間	・5 年以上 *積立終了後、年金受取開始までに 6 か月以上 5 年以内の据置期間が必要です
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与、賞与からの天引で 1 年に 1 回以上のお預入れ ・1,000 円以上 ・1,000 円単位
5	払 戻 方 法	・あらかじめご指定の口座に 5 年以上 20 年以内の期間にわたり 3 ヶ月ごとにお支払いいたします。 *支払開始日は 60 歳に達する日以降の日で、1 日～28 日をご指定いただけます
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・各分割預入時の店頭に表示する財形年金預金利率を満期日まで適用します また、すでに預入されている財形年金預金を自動継続する場合、自動継続時の店頭に表示する財形年金預金利率を適用します ・一口ごとの財形年金預金の満期日に一括してお支払いいたします ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	——
9	税 金	・財形住宅預金と合わせて元本 550 万円まで非課税です ・元本総額が 550 万円を超える場合は、全てが 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税となります *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・平成 25 年 1 月以降に年金以外の払い戻しの場合、最長 5 年間さかのぼって 20.315%の分離課税の扱いとなります
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・分割預入された財形年金預金の期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します ・重度障害等の場合を除く預金者の都合による中途解約の場合は、財形年金預金の全額解約となります
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	・勤務先事業主経由にてお申込ください ・契約は 1 人 1 契約のみです

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109